

## 各会計予算特別委員会会議録

### ○議事日程（第3号）

令和6年3月15日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第 6号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第 7号 羽幌町保育士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 8号 羽幌町保育士等修学基金条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第12号 羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第13号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第18号 羽幌町中小企業特別融資制度資金利子補給条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第19号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第20号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第29号 令和6年度羽幌町一般会計予算
- 第10 議案第30号 令和6年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 第11 議案第31号 令和6年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 第12 議案第32号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
- 第13 議案第33号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
- 第14 議案第34号 令和6年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
- 第15 議案第35号 令和6年度羽幌町水道事業会計予算
- 第16 議案第36号 令和6年度羽幌町下水道事業会計予算

### ○出席委員（11名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 佐藤 満 君     | 2番 金 木 直 文 君  |
| 3番 阿 部 和 也 君  | 4番 逢 坂 照 雄 君  |
| 5番 村 上 雄 也 君  | 6番 小 寺 光 一 君  |
| 7番 磯 野 直 君    | 8番 舟 見 俊 明 君  |
| 9番 工 藤 正 幸 君  | 10番 平 山 美知子 君 |
| 11番 村 田 定 人 君 |               |

### ○欠席委員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長 森 淳 君

副町長	三浦義之君
監査委員	熊木良美君
会計管理者	豊島明彦君
総務課長	敦賀哲也君
総務課主幹	木村謙彦君
総務課総務係長	逢坂信吾君
総務課職員係長	宇野延仁君
総務課 電算共同化 推進室長	道端篤志君
電算管理係長	
地域振興課長	清水聡志君
地域振興課 政策推進係長	山田太志君
財務課長	大平良治君
財務課主幹	熊谷裕治君
財務課經理係長	高橋司君
財務課稅務係長	近藤優樹君
町民課長	宮崎寧大君
町民課 総合受付係長	越谷弘和君
町民課 住宅係長	更科信輔君
町民課 町民生活係長	原田育世君
町民課 環境衛生係長	高野正晃君
町民課 環境衛生係主査	石郷岡卓哉君
福祉課長	高橋伸君
福祉課 社会福祉係長	藤井延佳君
福祉課子ども係長	村上達君
福祉課 国保医療年金係長	木村康治君
健康支援課長	鈴木繁君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君

健康支援課 介護保険係長	山 川 恵 生 君
健康支援課 保健係長	土清水 彬 君
健康支援課 保健係保健師長	清 水 雅 代 君
健康支援課 地域包括支援 センター室 地域包括支援 センター係長	脇 坂 千 恵 君
建設課長	酒 井 峰 高 君
建設課主任技師	石 川 隆 一 君
建設課主任技師	笹 浪 満 君
建設課管理係長	高 本 勇 一 君
建設課 土木港湾係長	山 平 博 久 君
建設課 地籍調査係長	西 山 卓 君
建設課 建築係主査	田 口 潤 一 君
上下水道課長	棟 方 富 輝 君
上下水道課主幹	竹 内 雅 彦 君
上下水道課 業務係長	小笠原 聡 君
農林水産課長	伊 藤 雅 紀 君
農林水産課主幹	杉 野 浩 君
農林水産課 農政係長	富 樫 潤 君
商工観光課長	三 上 敏 文 君
商工観光課 商工労働係長	廣 谷 将 大 君
天売支所長	門 間 憲 一 君
焼尻支所長	佐々木 慎 也 君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	葛 西 健 二 君
学校管理課 学校教育係長	宮 嶋 真奈美 君
社会教育課長 兼公民館長	飯 作 昌 巳 君

社会教育課 社会教育係長	蟻戸貴之君
社会教育課 体育振興係長	大西将樹君
学校給食 センター係長	藤田俊悟君
農業委員会 事務局長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会 事務局長	敦賀哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	渡辺博樹君
総務係長	嶋元貴史君
書記	逢坂信吾君
書記	佐藤諒輔君

◎開議の宣告

○阿部委員長 昨日に引き続き、ただいまから羽幌町各会計予算特別委員会を開きます。  
本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

(開議 午前10時00分)

◎議案第6号～議案第8号、議案第12号～議案第13号、議案第18号～議案第20号、議案第29号～議案第36号

○阿部委員長 昨日は7款商工費まで終わりましたので、続いて8款土木費からとなります。161ページから174ページまで質疑を行います。

工藤委員。

○工藤委員 それでは、予算書の163ページ、説明書では15ページの1番目の段ですけれども、橋梁長寿命化事業なのですけれども、この事業は、まず熊見橋補修工事と築別6線橋補修工事となっております。熊見橋の補修については、令和5年度もやっていると思うのですが、この工事は当初から2年でやる計画だったのか、まずそれ聞きたいと思います。

○阿部委員長 建設課、酒井課長。

○酒井建設課長 お答えいたします。

この橋梁の工事につきましては、2年でということ当初から予定をしておりました。

○阿部委員長 工藤委員。

○工藤委員 それで、熊見橋の補修と築別6線橋の補修ということになると思うのですが、実はこの橋梁の補修工事については、去年あたりに築別9線のみのり橋というのがあるのですが、ここの橋が農業者が作業する段階において例えばトラクターの後ろにつけている器具が橋の端っこに引っかかって作業が思うようにならないことが多々過去にあったということを知っていました。必要に応じて、緊急度に応じて改修、補修はやっていっているのだろうということは理解しておりますけれども、こういう事例があるという、橋梁があるということも把握した上で、それで行政側も実際にその橋がどういうふうになっているかというのを確認をして、今後の補修をやっていく準備というか、計画の段階で重要度がどの辺にきているのかということもよく確かめた上で補修工事を進めていってほしいと思うのですが、この築別9線のみのり橋については、行政側としてはどのように現在捉えておりますか。

○阿部委員長 建設課、笹浪主任技師。

○笹浪建設課主任技師 当町には63橋の橋梁がありまして、令和2年、3年、4年と橋梁点検行っております。その中で長寿命化計画という10年間で補修計画を立てておりまして、その中で本年度、今の計画の中にみのり橋の補修計画も持っております。年次的にずれ込んだり、2か年になったりとかして橋梁等の工事費が増すものですから、ちょっと

年次が遅れる場合もあるのですけれども、今の計画の中にはみのり橋の補修も入っております。

○阿部委員長 工藤委員。

○工藤委員 そういふことでしたら、そういう状況で今後も進めていっていただきたいと思ひます。お願ひします。

○阿部委員長 村田委員。

○村田委員 まず、お伺ひします。

予算書の163ページの補修設計等委託料920万という、この設計委託料はどこの部分のなのか、まずお聞きしたいと思ひます。

○阿部委員長 建設課、酒井課長。

○酒井建設課長 6年度設計を予定しておりますのは、寿4線橋となっております。

○阿部委員長 村田委員。

○村田委員 それですと、先ほど工藤委員が説明してました上築9線のみのり橋、長寿命化修繕計画でいきますと2024年から26年ということになっているのですが、今まで羽幌町として多少のずれはありながら長寿命化計画に沿って大体進んできたと思うのですが、みのり橋が24年からという、24、25、26、3年間というところが、この寿4線橋が終わってから次に進んでいくということなのか、そこら辺の流れを教えていただきたいと思ひます。

○阿部委員長 建設課、笹浪主任技師。

○笹浪建設課主任技師 今回、令和2年に計画を見直ししているのですけれども、その中で令和2年度から橋梁の損傷度3を重点的にという国の指示もありましたが、その中でうちの3の橋梁は今現在11橋ございまして、そこを早めに修繕していかなければいけないものですから。それと、先ほど申し上げたように額が結構その当初見ていた額より高くなってきて、2か年で直さなければいけないとかというものもあるものですから、それで今の現在でいくと令和7年近く、来年度ぐらいにもう一度整備計画を立て直したいなということをおもっていますので、今遅れていった分と今後の補修のその点検結果の結果を踏まえて、それでみのり橋に対してはちょっとずれ込んでいくのかなと思うのですけれども、そういう見直しを今しようと思っている最中でございます。

○阿部委員長 村田委員。

○村田委員 今の答弁で国から指示されているのをまず優先的にやりたいということは分かります。ですが、今工藤委員もおっしゃっていましたように、あの橋は1973年、もう50年以上たって、私が通ってみてももうコンクリもぼろぼろ、それから幅員が狭くて今の農業情勢のこの規模拡大している中で3メートルしかないというところ、非常に地域住民が困っている状態で、ずっと我慢している状態であります。そういうところは、今国が勧める先にしなさいというの分かりますけれども、地域住民の生活という部分でいきますと、そればかりを重視するのではなくて、もうこれだけ50年以上たった橋ですから、

令和4年度に改定された中にもきちんと2024年からやるということはどうなっていますので、そこら辺はやっぱり羽幌町の地域に見合った進め方をさせていただきたいと思うのですが、考え方としてはどのような考え方をお持ちでしょうか。

○阿部委員長 建設課、笹浪主任技師。

○笹浪建設課主任技師 諸事情はいろいろな方からも聞いて、みのり橋に対しては結構その話は聞いております。ただ、うちの今の行っている工事では3メートルの幅のものを修繕するという計画なものですから、拡幅させるという計画は持っておりませんので、修繕して悪いところを直していくという今のやり方なのですけれども、今のその3メートル以上のものにするということになると架け替えという形で別の事業に発展すると思うのです。それで、今のやっている修繕の中では早めにみのり橋も直していきたいなと思っているのですけれども、今皆さんおっしゃられている拡幅してというか、その通れないとかというニーズに今の計画上、補修計画としてはできないのかなとは思っているのですけれども、補修の計画としてはみのり橋を早めに修繕していくということはできると思っていますので、その辺ご理解お願いいたします。

○阿部委員長 村田委員。

○村田委員 今主任技師が説明した中でいくと、確かに3メートルを3メートル50とかにするということは、それこそ建て替えということになってしまうので、それはさすがにかなりの事業費になってなかなか難しいというのは理解します。

みのり橋で一番困っているのは、川北側は高さもちゃんとあって真っすぐ入っていけるからいいのですけれども、川南からその橋を渡るときがまず上り坂であるのと、その入り口がカーブであるというのがずっと、これは昔から言われていたのですが、そういうところで誰が通ってもおっかないと、通りたくないというその危険度というのですか。そういうのがあって、その部分だけでももっと渡りやすくするとかいうところは計画をするときにどういう、橋自体がいいのか、それからその周りをきちんとするのがいいかということも含めて、住民の意見も聞いたりしながら、せつかく長寿命化するわけですから、せめてやっぱり少しでも使いやすくしてあげるところは考えてもらいたいと思うのですが、そこら辺としてはどうでしょうか。

○阿部委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

建設課、酒井課長。

○酒井建設課長 お答えいたします。

先ほど主任技師のほうから申しあげましたけれども、この契約に基づいて事業をする場

合につきましては、繰り返しの答弁となりますが、どうしても修繕というのがありますので、この橋の部分につきましては架け替えていきますか、そういうふうな対応にしては難しいのかなというふうに捉えております。また、その辺の橋の修繕の中で対応できる部分があれば当然そこは検討はできるとは思うのですけれども、それ以外に農業者の利用に違う方法でもし解決策があれば、違うまた方面で検討は必要なのかなというふうに考えております。

○阿部委員長 村田委員。

○村田委員 ぜひ設計に取りかかっているときは、あそこはまだ住民もいますし、それから農地を持っている人は数件います。それから、あそこはサケの放流の施設もあって、漁業関係にも関係のあるところですので、そういうところの方々から意見など、できることは何かという部分も含めてやっぱり聴取して取り進めていただきたいと思います。

最後にしますが、その長寿命化の、これ去年だかの委員会でもあったのですが、今後の取組というところで迂回路が存在する橋梁については令和6年度までに集約化、撤去を検討するという文言が入っているのですけれども、ここの部分はどういうふうにスケジュール的に取り進めているのかお聞きして終わりにしたいと思います。

○阿部委員長 建設課、笹浪主任技師。

○笹浪建設課主任技師 迂回路等がある場合は橋梁を撤去、架け替えまでという事業にいかないような形で、集約できるところは集約したいという言い方なのです。それで、そういうところあった場合、そういうような形で迂回路があればそういうことをやっていきたいという趣旨で記載しております。

○阿部委員長 村田委員。

○村田委員 それは分かるのです。だから、ここに令和6年度までに集約化、撤去を検討するって書いてあるので、どういうスケジュールでこれから令和6年度終わるまでに進んでいくのかという、それがこの橋梁長寿命化計画の中の全てで8,237万5,000円の中にどういうふうに入っているのかを知りたくて質問したので、答弁願います。

○阿部委員長 建設課、酒井課長。

○酒井建設課長 お答えします。

今村田委員さんからおっしゃいました計画上で6年度中にその辺を検討するという記載があるということなのですが、先ほど主任技師のほうから令和7年度からまた新たな点検をすると、していきたいという考えがあるということで答弁さしあげましたので、そこで若干時期はずれるかもしれないのですけれども、その中で再度検討を進めていきたいというふうに考えております。

○阿部委員長 村田委員。

○村田委員 申し訳ない。この計画は、ここで今私が持っているのは令和4年の3月に改定をしたものであって、数年で見直しして7年からまた要は検討し直すということになるのですか。何かあまりにも、最初の計画だと令和2年から令和11年度まで最初のものに

沿ってやっていくというのが令和4年に改定されたのですよね。それがまた今もう数年で改定していくって、何かその計画つくっているのに急にあまりにも変わり過ぎているような気がするのですけれども、なぜ令和6年にここでこういうことをうたっていたら令和6年、来年度に、7年度ではなくて6年度からやらないのか、私としては何かあまりにも計画性がないような気がするのですけれども、答弁お願いします。

○阿部委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

建設課、笹浪主任技師。

○笹浪建設課主任技師 今策定計画出されているのは、補助上で策定計画の中に文言を組み込んだもので改定しているのです。計画自体は改定しておりませんので、補助金のメンテナンスという、その補助金というものをもらうために国の要件として文言を足してくださいというもので文言を足した計画が出ているものなのです。それでご理解していただけないかなど。計画自体は全然変わっていません。その文言を足して、補助金をもらうために文言を付け加えたということで見ただけならなと思うのですけれども。

○阿部委員長 村田委員。

○村田委員 これ以上質問しません。今ので大体理解はしますので、最後に羽幌町民として困っているような、そういうところはほかにもあるかもしれませんし、先ほど7年に見直す、またするという事なので、そういうところはやっぱりなるべく早く計画を立てて、これ書いていないというのであれば、令和11年度までになるべく遅れないで完成、最終できるように努力していただきたいと思います。

終わります。

○阿部委員長 森町長。

○森町長 この橋の、やっぱりプロフェッショナルの世界でずっと長い間計画を立てているということは村田委員もよくご存じだと思うのですが、私のほうで付け加えるのは、かなりのお金が非常にウエートとしてもかかりますし、それと同時にほかのこともそうですけれども、いわゆる建設費が急に非常に上がってきているということもあります。おっしゃるとおり、そういう姿勢を持ってやっていきますけれども、先ほど何年までということに関してはなかなか困難な部分も、物によってはできるということもご理解していただきたいと思います。いずれにしても、農業関係者とのコミュニケーションというのは取りながらやっていると思いますので、ぜひその辺ご理解していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○阿部委員長 工藤委員。

○工藤委員 予算書の174ページ、公営住宅の建設事業なのですが、説明書では15ページの土木費の一番最後です。

幸町に建設ずっとやっている公営住宅の建設なのですが、6年度は1棟2戸ということで1LDKを建設するということになっております。この建設している場所は、何か僕の思いでいくとあと1年くらいあるのかなと思うのですが、その後幸町が建てるという計画のところが終わった後の町の公営住宅の建設というのはどのように考えているのか、計画あるのでしたら教えてください。

○阿部委員長 町民課、宮崎課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

幸町団地、現在計画を進めておりまして、そこが完結した後の予定ということだと思います。当初の計画策定時においては、そのタイミングの後に栄町南団地ということでも計画上あったのですが、現在栄町南団地につきましてはご存じのとおり四十数戸いまだ入居しているような状況がございます。それと、場所の問題等もありますしというのがるので、それ以降の部分につきましては今のところは今後の検討していくというところ、明確なものは今現状ないということでまずはご理解いただきたいと思っております。

○阿部委員長 工藤委員。

○工藤委員 私の思うことなのですが、町の中心部に今後も徐々に空き地というか、そういうところが出てくると思うのですが、町の中の中心部の空いている場所にこの町の住宅、例えば1棟とか、2棟とか造ってあげることによってそこに住まいする人も増えますし、そういう計画をぜひとも立てていただきたいと思うのですが、その辺はどう考えておりますか。

○阿部委員長 森町長。

○森町長 少し繰り返しの説明になりますけれども、今年度1棟2戸やって、来年度また幸町のほうを1棟2戸やると。その後南団地ということだったので、立地とか今でも南団地かなり空き家が出て、そういう希望者が少ないということもありますので、その辺についてはこれからの検討の中ではその計画自体を、そこまでの計画しかないですけれども、一旦見直しも含めて検討したいということでもあります。

繰り返しの答弁になるのですが、その上で工藤委員おっしゃったことは問題共有していますので、そういうことも含めて少なくとも来年、早ければ今年中にそういう方向にいきたいと思っております。

町有地ということになると意外と町なか、僕も調べていただいたのですが、そんなにはないのです。だから、また民地を買うこととか、そういうことでいろんな弊害があるかもしれませんけれども、思いは共有していますので、少し時間をかけて検討したいということで答弁させていただきます。

○阿部委員長 工藤委員。

○工藤委員 私も実は栄町の南団地に建設というのは、ちょっとどうかなと思っていまし

たので、町側がそういう考えでいるのであればよかったですと思います。お願いします。

○阿部委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 今公住の関係町長のほうから答弁あって、これから検討されるということで、それは理解しました。

それで、平成31年につくった長寿命化計画の、ここに資料あるのですけれども、それでいうと先ほど課長が答弁された栄町南団地ということで、建て替えということで、それを予定していると、幸町終わった時点で。今逆に言うと、町長の答弁でいうと市街地でも考えられるということなのですが、そこを仮にやるとすれば町有地ではないというふうに私は、私有地を買って建てるということに私はなると思うのですけれども、町有地でそういう例えば今現在、町長に聞くわけではないのですけれども、担当課長でもいいのですけれども、町有地で建てるような場所は今羽幌町の中で南団地だとか、それ以外に現在あるのかどうか。私有地を買って建てるってなると、いろんなところ解体されて、私有地ですから、自分で壊して更地にしてという部分はたくさんできるかなと私は思うのですけれども、それを町が買い上げて、そこに公営住宅を造るというのは、何か私としては効率が悪いのかなと自分自身は思うのですけれども、その辺はそういう部分含めてこれから考えていくのかどうか、ちょっと。

○阿部委員長 森町長。

○森町長 おっしゃるとおり、そのことも含めて検討します。町有地意外と少ないって言うだけで、どこを町なかって判断するかって、それ主観もありますけれども、当然あるのです。そういうものも、町有地に建てることも含めてこれから検討するというところでご理解してください。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 予算書の165ページ、街路灯管理事業についてお伺いします。

この予算1,576万5,000円は、町内にあるほとんどの街路灯を示しているのかな、それともまた違うところで管理しているのかちょっと分からないので、まずそこを教えてください。

○阿部委員長 建設課、酒井課長。

○酒井建設課長 お答えいたします。

予算書165ページで1,576万5,000円で、光熱水費の1,560万につきましては、街路灯の電気代が毎月平均しまして130万の12か月で、修繕料につきましてはその灯具の取替えの予算を経常的に上げているものでございます。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 それは町内の全ての街路灯ということで、一部ではなくて全てということではよろしいでしょうか。

○阿部委員長 建設課、酒井課長。

○酒井建設課長 建設課で管理しております道路にあります街路灯だとか、それに伴う電

気代というものでご理解ください。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 町道で町が管理している街路灯ということで自分は認識しているのですが、今水銀灯がもう買えないとか、輸入できない、購入できないという時期になっていると思うのですが、これも計画的に替えていかなければいけないのではないかなと思うのですが、どのぐらいLEDとかに変換、このぐらいの割合ですとか、例えば100本あってどれぐらい交換して行って、今後何年かで交換していかなければいけないとか、そういう計画とか、今までの実績というのはどうなっているのでしょうか。

○阿部委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

建設課、酒井課長。

○酒井建設課長 お答えします。

市街地区の本数でいいますと、現在約170本程度所有しているのですが、そのうち現在LEDとしているものが約10%となっております。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 ということは、残り90%を常時やっていかないと、自分の認識ではもう水銀灯は在庫である分で、条約か何かで輸入とか、そういうのもできなく、販売できなくなっているかなという思いがあるので、今回体育館のLED化も含めてそういう、90%あるわけですから、計画的にやらないとある日突然つかなくなるということも想定しなければいけないのではないかなと思いますので、今年に関しては、街灯に関しては修繕しかないの、その修繕費というのはきっとLED化ではなくて壊れたもの軽度のを直すという感じかなと思うのですが、今後LED化にしていく計画が必要だと自分は思うのですが、担当課ではどういうふうに捉えていらっしゃるでしょうか。

○阿部委員長 建設課、笹浪主任技師。

○笹浪建設課主任技師 当町では平成26年から、腐敗したような街路灯に関してはLED化にして、今現在つけていっているのはLEDにして替えています。ただ、先ほどおっしゃったような水銀灯をすぐ替えるという、それは水銀灯の球が切れた段階で次ナトリウムとか、そういう電源にして、LEDにするということは中の配線も上の灯具も全部替えるということで相当高価なものになるものですから、灯具で交換できるものに対してはポールは替えなくていいのですが、そういうものを今、今後やっていく事業としては、事業とか、直していく方向でいるものに対してはLEDで直していきたいなと思っております。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 方針がちょっと分かってきて、すぐにLEDということではなくて、その中間のナトリウム、分からないですけれども、水銀灯以外のもので代用して対応していくと。そして、もう総取っ替えしなければいけないところに関してはLEDという方向性なのかなというふうに思いました。どのぐらい光熱費が安くなるのか分からないですけれども、90%ぐらいまだ残っているので、常時点検しながら計画的に移行していくようにしていただきたいというふうに思っています。

続けてもいいですか。隣のページ、164ページの除排雪事業についてお伺いします。昨日の常任委員会でも説明があったのですけれども、今年度焼尻島の除排雪、町道の除排雪業務を町の職員が月の3分の2ぐらい行って、そちらで除排雪をしているというふうな報告がありました。次年度以降は、できれば島の中での対応になればいいのかなと思うのですけれども、その辺うまく早めの交渉だとか、そういうのが必要なのかなというふうに思うのですけれども、来年度はどういうふうに、特に焼尻ですね、今回。どういうふうに対応しようとお考えになっていますか。

○阿部委員長 建設課、酒井課長。

○酒井建設課長 お答えします。

次年度に向けましては早めの協議をしていきたいということで、まずそのスタートの時期を夏ぐらい、遅くても夏には進めていきたいということが一つ。

もう一つは、やっぱり費用の部分ということで、どうしても離島の除雪ということで、作業に行きましたら島の中で待機をずっとしていかなければいけないという部分がございますので、その辺を加味した部分の設計をしながら、その辺を含めて早めに協議していきたいと思っています。当然当課といたしましても、現地の企業が行える形での考えは持っておりますので、それを実現できるような形で進んでいきたいと考えています。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 職員が行くというのは、本来市街地で働くというか、仕事があるわけですから、ぜひ早めに交渉なりして、自分が見る限り天売と焼尻の除雪費というのは本当に例年変わらなかったのです。なので、市街地のほうは毎年少しずつ上がっていつてはいるのですけれども、やっぱり島は島なりのやり方があるのかちょっと分からないのですけれども、しっかりと交渉をした上で来年の12月にはきちんと契約して、安心して暮らす、冬迎えられるように準備をお願いいたします。

以上です。

○阿部委員長 工藤委員。

○工藤委員 すみません、もう一点だけ。

予算書の164ページ、説明書では15ページの上から3段目です。道路新設改良事業の中で南2条通りの舗装修繕工事というのがあるのですが、これは例えば何丁目から何丁目までというの教えてください。

○阿部委員長 建設課、酒井課長。

○酒井建設課長 お答えいたします。

予算書でいきましたら166ページになりまして、道路新設改良費になろうかと思えます。その工事請負費のうち南2条通りの舗装改修工事を含めております。6年度につきましては、場所で見ましたら東出商店から南側に向きましたあの通りという、延長として90メートルを予定しております。

○阿部委員長 工藤委員。

○工藤委員 そうしたら、これ幸町ということですか。

(何事か呼ぶ者あり)

○工藤委員 そうですね。僕こういう工事の状況はよく分からなくて、ちょっと聞きたいのですが、今年度、令和5年度に南3条4丁目、ここ1丁目区間舗装新しくやったのですが、僕の思いとしてはこういう舗装工事やるときには当然舗装する大きな機械が必要になって、1丁やるのにも、例えば3丁部分区間やるのにも、その機械を用意する工事料というか、そういうものは一緒でないのかなと思うのです。それで、もし予算というか、予算額の考え方もあることは十分分かるのですが、やるときにはできるだけ長い範囲でやってしまったほうが僕は効率化の面でいいのではないかなと思うのですが、その辺は専門の方でないと分からないので、どういうふうになっているか教えてください。

○阿部委員長 建設課、笹浪主任技師。

○笹浪建設課主任技師 お答えします。

一応これは平成27年度に舗装の路面調査ということをして調査しておりまして、その中でひび割れとか、そういうものを悪い、その区間というのを調査しておりますので、それで区間決めてやっております。それで、長くすればいいというものもあるのですけれども、当然お金もかさむものですから、1,000万程度の補修工事費の中でできる範囲ということで今計画を立ててやっております。

○阿部委員長 工藤委員。

○工藤委員 そういうことは理解はしていたのですが、要するに何年かのスパンで見たときに1丁分でなくて3丁分ぐらいやってしまったほうが、その後の年度にはそういう舗装するという工事がなくて済むと僕は単純に思うのですが、今後そういうことも少し頭の中に入れておいてもらって計画にも反映してもらえればいなと思っております。

答弁はいいです。

○阿部委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 関連になるかどうか分かりませんが、同じ道路新設改良事業なのですが、ここにも北2条通りの歩道整備、これは実は令和3年度からこれ実施されている道路なのですが、当初これ財源もほぼ一般財源、町道ですから一般財源なのですが、令和3年度から4年度、本年度もまたやるということなのですが、当初の計画では、まずお聞きしたいのは何年度完了ということでその工事を進めたのかお聞きします。

○阿部委員長 建設課、酒井課長。

○酒井建設課長 お答えいたします。

この北2条通りの歩道整備工事につきましては、令和元年度から実施をしております、歩道の山側と海側と2つありますので、そこを8分割しております、令和8年度に完了という部分で当初から工事を進めております。

○阿部委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 それであれば今後もまた、令和8年度ですよ、完了するということは。北2条通りをする理由というのは、それだけ破損されているからするのか、その辺の理由を教えてくださいありがとうございます。

○阿部委員長 建設課、笹浪主任技師。

○笹浪建設課主任技師 お答えします。

現状すごく、道路もひび割れ等で歩行に支障が出る路線をいろいろ私たちも調査して、ここが一番悪いだろう。それで、お金をそれこそかけていけないというものもあるものですから、8分割にして危険を回避するために歩道の整備を行っております。

○阿部委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 分かりました。確かに危険だというのは、それは担当課のほうの判断だと思うのですが、羽幌町を回ってみますとそんな、特段そこだけが危険だといって、長期間かけて、町民の税金を投入するという部分は、私はどうかなという部分は思いがあって今質問したのですが、ほかのところもまだたくさん実はあるですよ、調べてみると、町内歩いてみると。今回8年度までやるということなので、相当の金額がそこに投入されるという部分があるので、あそこの北2条通りというのはそんなに利用価値が、利用するところがあるのかなと私は思うのですが、通学路にもなっていないわけですし、だから考えて進めたいなと思うのですが、その辺はどう思っていますか。

○阿部委員長 建設課、酒井課長。

○酒井建設課長 先ほど主任技師がお答えしましたように、やはりほかにも、今委員さんおっしゃっていただいたように傷みがひどい道路あるかもしれませんが、その中でも町としましてその傷みが激しいという判断をした中で今やらせていただいております。当然途中でここまではよくて、ここまでまた具合が悪いというふうにもならないものですから、今途中という部分ありますので、まずはこの事業につきましてはしっかり完了させていいただきながら、並行してほかにももしそういう必要性がある道路があれば考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 ここに特化したものではなくて、町内やっぱり広くもう少し歩道を視察してみても、ここだけで何年ももう、10年近く例えばお金をかけてやるわけですから、もっともっとまたやる場所あると思うので、ぜひ巡回して、重要なところを整備して今後やっていいただきたいと思っております。

答弁はよろしいです。よろしく申し上げます。

○阿部委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 なければこれで質疑を終わります。

次に、審査の都合上、11款災害復旧費の質疑を先に行います。211ページから212ページまで質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

次に、9款消防費、175ページから178ページまで質疑を行います  
小寺委員。

○小寺委員 説明資料の15ページ、防災対策事業についてお伺いします。

中央公民館のトイレの洋式化ということなのですが、現在どのぐらい、トイレたくさんあると思うのですが、何個ぐらいを洋式に変えるのか、それ以外の、まだ洋式化だけなのか、その辺もう少し教えていただけますか。

○阿部委員長 社会教育課、飯作課長。

○飯作社会教育課長 お答えをいたします。

今回予算計上されておりますトイレの洋式化につきましては、公民館の新館側のトイレでございまして、まず1階の男子トイレ和式便器3基を洋式2基に変更、それから女子トイレにつきましては和式4基をそのまま洋式4基に変更すると。それから、2階になりますと男子トイレ、女子トイレそれぞれ和式を1基ずつ洋式に変更するというので、合計8基の洋式トイレを設置したいと考えております。なお、この工事の内容につきましては便器の取替えだけでありまして、ほかの施工の内容はないという状況です。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 防災対策事業ということなので、自分のイメージとしては例えば本当に防災時水が流れないとか、そういうのもあって下水直結の仮設トイレとか、そういうのもイメージしていたのですが、そうではなくてあくまでも今ある現存の和式を洋式に変更するということですね。

あとは、せつかなので、今のところ便器だけの交換ということだったのですが、例えば女子トイレなり男子トイレにも子供をちょっと置くと置いたら変ですが、そういう壁に設置して倒して使うような、自分今あるかどうか分からないのですが、海鳥センターにはあるのかな、何かそういうセットがあるらしいので、そういうのも防災とは限らないのですが、利便性を高めるという上では今後考えていけばいいのではないかなというふうに思います。防災時の避難所だからこそということもあると思うのですが、そういうことも少しずつ改善していけばいいのではないかなと思うのですが、その辺どのようにお考えですか。

○阿部委員長 社会教育課、飯作課長。

○飯作社会教育課長 お答えをいたします。

まず、このトイレの洋式化につきましては、避難所という位置づけからそういった機能改善という考え方もありますし、施設の利便性という観点からも、まず和式を洋式化にしたいということでの変更でございます。

あと、委員言われていましたようにおむつ台っていいですか、そういうものに関しましてはどうしても既存のトイレを変更するということでスペース的な部分がありますので、新規にそういうものは設置できませんけれども、公民館に関しましては数は少ないですが、今言った男子トイレ、女子トイレのほかに多目的トイレが1つございまして、そこには壁から設置するような台はついていきますので、まずそこを利用していただきたいというふうに考えています。

○阿部委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

説明員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、10款教育費、179ページから210ページまで質疑を行います。ありませんか。

金木委員。

○金木委員 町で行っている大学生向けの奨学金の貸付事業についてお聞きをしたいと思うのですが、これは予算書どこを見ても歳入歳出どこにも載っていないのですけれども、あえて町の事業で行っているということでお聞きしたいと思うのです。

今年度から前川さんの基金などによって一つ町の貸付事業ですか、大きくなったという部分もありますけれども、これは毎月3万円を貸与するという内容です。先日、先々日かな、保育士や助産師等の貸付けの内容を見ますと、一時金、準備金の支給というものも盛られていました。この大学生向けについても、やはり初年度というのは大学入学金であったり、その大学の所在地へ引っ越ししていかなければならないわけですから、そういった費用で結構かかる年度、初年度は特にかかるといいますので、この貸付けの仕方も増額というわけにはいかないので、年額36万円を限度に例えば3か月分を一度に貸付けする、半年分、6か月分を、18万円を一度に貸付けするといった貸付けの仕方にちょっと広く選択をできるような形に見直ししてはどうかと思うのですが、もしその辺何かお考えがありましたら、お聞きしたいと思います。

○阿部委員長 学校管理課、葛西課長。

○葛西学校管理課長 お答えいたします。

まず、政策的な部分が含まれているということで、どこまでお答えできるかというのがあるのですけれども、まずこの制度を始めた経緯と考え方なのですけれども、前川さんの基金につきましては昨年9月に前川さんから寄附の申出がありまして、その背景には自分が高等教育に進んでいないということで、ぜひ少しでも多くの子供たちに経済状況にかかわらず大学の進学の手助けを持ってもらいたいというような思いを持っていらっしやって、それを受けて制度開設したという経緯があります。その際、寄附金である3,000万円の中でどういった基金の運用ができるのかということとある程度シミュレーション等をしていて、具体的にイメージも持っていらっしやっていて、極力その意に沿った内容で制度設計するというので、内容も本人に確認した上で現在の形になってございます。

先ほど金木委員のほうからもありまして、月額3万円以内と。無利子で卒業後最大2年据置きということと、償還期間は10年というふうになっております。あわせて、新年度から関連で就業者不足の対策として新たな支援制度もスタートするというような形もあります。また、せっかくいただいた寄附金なので、できるだけ活用していただきたいというふうなことがありますので、まずは一旦今の形で制度スタートさせていただいて、利用者の状況によって、やはりやり方を見直さなければならないといったようなことももしかしたらあるかと思うので、そういった際は今日のご意見を参考にしながら考えていきたいというふうに思います。

○阿部委員長 村上委員。

○村上委員 予算書209ページ、給食センターの運営事業で賄い材料費3,026万つてありますけれども、給食費の減免とかを、以前文教厚生常任委員会で説明受けたときの金額を倍とかにしても金額として大きいと思うのですが、これは児童・生徒以外の分も入っていると思うのですけれども、その内訳について児童・生徒分で幾らか、多分学校の先生とかも入っていると思うのですけれども、その辺幾らか教えていただければと思います。

○阿部委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時04分

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

学校給食センター、藤田係長。

○藤田学校給食センター係長 お答えします。

支出の賄い材料費3,000万に対しての内訳なのですが、今回保護者負担軽減ということで、徴収する額に関しましては第1子の方、あと教職員の方、こちらがそれぞれ1,300万程度で、支援額が1,300万程度、そのほかに負担がもともとない準要保護の方も町で負担するので、それが300万程度で、プラス最後に地場産品を活用する負担額

ということで50万円程度で合計3,000万程度となっております。

○阿部委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 これ確認なのですが、予算書の183ページにスクールソーシャルワーカー派遣事業の予算は98万6,000円という記載、計上されているのですが、スクールカウンセラーを僕の一般質問のときにたしかそのまま雇っているというような言い方されたので、その予算は委託料か何かで、どこかの委託料で計上されているのかどうか。

○阿部委員長 学校管理課、葛西課長。

○葛西学校管理課長 お答えいたします。

スクールカウンセラーにつきましては、町職員の派遣ということになりますので、それは業務の範疇ということで、10款の中の予算ではなくて通常の人件費の中の職員の給料の中で活動しているものとなります。

○阿部委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 分かりました。

それで、続けていいですか、委員長。それから、予算説明資料の16ページの上から8行目の小学校教師用指導書購入事業費なのですが、これ昨年度103万円だったものが今回いろんなものを買うのかなというふうに、これ消耗品なのですよね。消耗品ということは、これを教師に貸与するのかなというふうに思うのですが、これ994万8,000円で大幅な増になっているのですが、これはどういうものでこれだけのもの、金額になったのか、ちょっと中身を教えていただければと思います。

○阿部委員長 学校管理課、葛西課長。

○葛西学校管理課長 お答えいたします。

令和6年度につきましては、4年に1度の小学校の教科書の全面採択替えというような年になっております。児童分は無償ということで費用発生しませんが、全教科教員分の教科書、それから指導書の購入費になります。内訳としましては、教師用の教科書代が13万2,000円、教師用の指導書が824万7,000円、それからデジタル教科書が156万7,000円というような形になってございます。

○阿部委員長 逢坂委員。

○逢坂委員 それで大きく大幅に増えたという解釈でよろしいですか。いや、答弁はいいです。

それで、もう一点、委員長、すみません。ずっと一番最後のほうの芸術鑑賞、同じく説明資料の中で芸術鑑賞と講演事業、それからもう一つ下の芸術鑑賞事業、天売、焼尻の芸術劇場なのですが、羽幌町で上のほうで小学校の公演、中学校の公演、それから下のほうはこれ離島ですよ、神技ワールドサーカス。私が思うには、いつもそうなのですが、なぜ同じものをこれできないのかなって。それぞれ羽幌小学校と中学校も当然違うの分かりますが、両島とも同じでいいのではないかなと思うのですが、その辺はどういうふうな考えでこのワールドサーカス、意味はちょっと分からないのですが、これを変えているとい

う意味が、同じ児童・生徒に見せるという部分だと思うのですが、ここの部分を変えているという部分は何か意味があって、離島はこうでなければ駄目だ、町内はこうでなければ駄目だというのが何かあるのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいと。

○阿部委員長 社会教育課、飯作課長。

○飯作社会教育課長 お答えをいたします。

この芸術鑑賞事業でございますけれども、委員言われたように小学生向け、中高生向け、それにつきましては当然小学生向けのメニュー、それから中高生向けのメニューということで実施しております。この離島地区に関しましては、生徒向けということよりも一般島民も含めた島での講演事業を開催したいということでのメニューでございますので、あくまでも小学生向け、中高生向けだけということではございませんので、こういったメニューの選び方ということになっております。

○阿部委員長 平山委員。

○平山委員 説明資料の17ページのスノーフェスティバル開催事業についてちょっとお伺いしたいと思います。

これ新規になっていますが、新たな冬季イベントとして開催するということなのですが、これは6年度に初めて開催するという受け止め方でいいのですか。

○阿部委員長 社会教育課、飯作課長。

○飯作社会教育課長 お答えをいたします。

このスノーフェスティバル開催事業でありますけれども、従来のウインターフェスティバル、それからスキー場で実施をしているスキー場まつり、こちらを統合いたしまして、なかなかコロナでウインターフェスティバルにつきましては開催できない状況もございましたけれども、やっぱり冬場のスポーツの拠点ということでせつかくのスキー場がございますので、そこを拠点に冬のイベントを開催したいということで、今年度もどういうものができるかということでいろいろ考えたのですけれども、予算的には6年度から新規の事業ということで進めていきたいと思っています。

○阿部委員長 平山委員。

○平山委員 今年1月に私も正確に分からない、スノボの何か大会ありましたよね。そういうものには関連していかない。分かりますか。

○阿部委員長 社会教育課、飯作課長。

○飯作社会教育課長 お答えをいたします。

平山委員おっしゃるように今年の1月、町民の、町の有志の方が組織しましてスノーボードのストレートジャンプ大会というものを開催しております。先ほど言ったように、ウインターフェスティバルとスキー場まつりを統合した冬のイベントということで、予算の変更はないのですが、今年度、5年度につきましても何かしらの開催方法を見いだせないかということで内部でも検討していたのですが、たまたまそのスノーボードの大会も開催したいという意向がありましたので、従来のスキー場まつりのほうにその開催時期を合わ

せまして、どれぐらいの集客が見込めるかですとか、そういったものを私どもも把握したかったものですから、そういったもので抱き合わせで事業はやらせていただいたのですが、また来年度以降そういう大会も継続するようでしたら、そことも絡めながらどういったものができるかというものをちょっと進めていきたいと考えています。

○阿部委員長 平山委員。

○平山委員 課長の答弁理解しました。このスノーボードの大会は町民の有志の方がまず立ち上げたというか、実行したということなので、やはり町民の人たちもいかに町に人を呼ぶかという、その一環でもあると思うので、ぜひそういう団体とかには支援して盛り上げていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 説明資料の16ページです。マラソン大会開催事業についてお伺いします。

昨年までは2回の大会を予定していて、1回は中止となりました。今年はおろちゃんマラソン1本に絞ったと。その経緯と、いろんな都合があったと思うのですが、もちろん集約して一本に、大きな大会にしていくというのも一つかなとは思いますが、その経緯と、あとマラソン自分はしないのですが、毎年何月と何月はこの大会って、走る人にとっては結構きちんと年間スケジュールではないのですが、という方がいる中で中止というか、もうなくなったので、普通インフォメーションする必要もないのかなとは思いますが、やっぱり早めの時期に羽幌ではおろちゃんマラソンを何月にしますというのの広報というのはしたほうがいいのではないかな。ぎりぎりになって、あれて、このオロロンラインのマラソンがないねというふうにならないような広報をしたほうがいいかなと思うのですが、その2点お願いします。

○阿部委員長 社会教育課、飯作課長。

○飯作社会教育課長 お答えをいたします。

委員言われたように、従来2本のマラソン大会というものを実施させていただいたのですが、これがまず1本になった経緯というのが夏、7月にオロロンライン全道マラソン大会ということで国道をコースとしたマラソンを実施しております。10月にオろちゃんマラソン大会ということで、これは中央、原野地区に向かう道道ですか、利用したマラソン大会ということだったのですが、このオロロンライン全道マラソン大会、国道を利用したマラソン、こちらの開催に関していろいろと国道を利用する関係上、安全対策という部分で従来のやり方がなかなかそぐわないといいますが、安全上今までのやり方では支障が出るということで、具体的には国道を折り返してはならないですとか、右折の際の車の安全対策が何かままならないですとか、そういったものもありまして、いろいろと私どもとしても何とか代わる方法、クリアできる方法はないかということでちょっと検討はしたのですが、やっぱり正直警察が求める安全対策にはなかなか合致できないということでやむなく中止という判断をさせていただきました。

具体的に安全対策という部分では、どうしてもやっぱりこれ以上危険がないよというも

のも示せないものですから、そこら辺はもうやむなくだったのですが、宣言タイム制のマラソン大会ということで特色のあるマラソン大会だったので、何とか残したいなという思いもあったのですが、日頃活動いただいている実行委員会にも諮った上で同意をいただいたということで、そういう経緯に至っております。

後段のインフォメーションの関係につきましては、当然長年羽幌でこのマラソン大会というのも定着していたとは思いますが、委員おっしゃるように早い時期からこういう大会がなくなってしまったということのインフォメーションもしていきながら、参加されていた方の誤解のないように進めていきたいと思っています。

○阿部委員長 小寺委員。

○小寺委員 町外の方がオロロンライン全道マラソン大会ですか、それこそ宣言タイムですとか、その後の懇親会ですとか、そういうのも含めて本当に何か楽しく過ごされる方が多かったなという印象があったので、クレームにならないように正しい情報を伝えていただきたいと思います。

続けてよろしいでしょうか。説明資料17ページ、総合体育館改修事業、こちら財務課長の説明もあったのですが、先ほどもちょっと触れましたLED化のために8,148万2,000円ということで、これも昨年外周もやったのでしたっけ、昨年でしたか、もやって次は中ということで、これLED化なので、1日、2日の工事なのか、それともある程度期限がかかってどのぐらいの工事になるのかというのは、利用者もいるので、利用者に邪魔にならないって言ったら変ですけども、どのぐらいの時期にやるのか、どのぐらいの時期閉鎖しなければいけないのか、それを教えていただきたいと思います。

○阿部委員長 社会教育課、飯作課長。

○飯作社会教育課長 お答えをいたします。

この総合体育館の改修事業でございますけれども、予算説明のときに財務課長からもありましたけれども、3か年の大規模改修ということで、3年度、4年度、5年度は空きましたけれども、6年度最終段階ということでございます。工事の内容は今言われましたとおり、主なメインの部分がアリーナ内のLED化ということでございます。その工事期間に関しましては、今私たちが想定している期間としましては約3か月間なものですから、それで当然利用者の方々にご不便をおかけしてしまうのですが、アリーナ内、Aコート、Bコート、2面ございますので、半々ずつ何とかうまく利用できるような形で進めていければなというふうに思っています。

ただ、あと工事をいつやるかという期間につきましては、これからなかなか、どの時期がどうというのもありますし、また受注された工事のスケジュールもありますので、そこら辺は随時詰めていきたいなというふうに考えています。

○阿部委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 ないですね。これで質疑を終わります。

次に、12款公債費、213ページ、質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

次に、13款諸支出金、215ページから216ページまで質疑を行います。

村上委員。

○村上委員 職員手当の特地勤務手当について、9月の議会のとときに前向きな検討をするという答弁をいただいたと思うのですが、検討状況についてどのようになっているのでしょうか。ちょっと教えてください。

○阿部委員長 総務課、敦賀課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

9月にご質問いただいて検討するということをご回答させていただいております。その中身をこれから精査するという段階で、今まだ検討までには至っていない、現実としてはそういうことで、来年度に向けてそういう検討はしていきたいというふうに考えております。

○阿部委員長 村上委員。

○村上委員 国・道はやっぱり僻地手当、天売、焼尻になれば25%ということで、若い職員でも4万円以上にはなるとお思いますので、その辺がまず目安になるのかなとお思いますので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

以上です。

○阿部委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

次に、14款予備費、次に給与費明細書、継続費、債務負担行為並びに地方債に関する調書について、217ページから229ページまで質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これで歳出を終わり、次に歳入に入ります。債務負担行為及び地方債は16ページから18ページまで、歳入は1款町税の26ページから21款町債の72ページまで、一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

以上で羽幌町一般会計予算を終わります。

説明員入替えのため暫時休憩します。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時21分

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、1ページから26ページまで、歳入歳出一括して質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

次に、羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、1ページから12ページまで、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

次に、羽幌町介護保険事業特別会計予算、1ページから41ページまで、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

次に、羽幌町簡易水道事業特別会計予算、1ページから20ページまで、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

次に、羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、1ページから10ページまで、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

次に、羽幌町水道事業会計予算、1ページから31ページまで一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

次に、羽幌町下水道事業会計予算、1ページから29ページまで一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

以上で各会計予算の内容審査を終了したいと思います。

審査を締めくくるに当たり、令和6年度各会計予算について総括質疑を行います。なお、総括質疑は予算全体を概括して、総合的な見地から発言を願います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

以上で各会計予算の内容審査を終わりました。

続いて、予算関連議案及び各会計予算それぞれの議案審査をいたします。なお、予算に

については一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計とも歳入歳出予算、継続費、債務負担行為、地方債ほかそれぞれ一括して質疑を受け、討論、採決の順に従い審査を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認め、ただいま説明した順序に従って審査を進めることに決定しました。

それでは、予算関連議案の審査に入ります。

議案第6号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認め、したがって、議案第6号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第7号 羽幌町保育士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 羽幌町保育士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第8号 羽幌町保育士等修学基金条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 羽幌町保育士等修学基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第12号 羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第13号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第18号 羽幌町中小企業特別融資制度資金利子補給条例の一部を改正する条例に

ついて質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 羽幌町中小企業特別融資制度資金利子補給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第19号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第20号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

磯野委員。

○磯野副委員長 この企業振興条例について、昨日の予算委員会でも若干触れましたけれども、民泊を含めるといって大変ありがたいとは思っているのですけれども、現状の中で、昨日も話しましたが、天売で民泊をやられている方が今民泊をしようとしたら、離島地区において同一の事業を1年以上営んでいるという条件があるものですから、なかなかというか、実はそこに該当しないということなのですけれども、条例のこの附則の部分なのですけれども、規則の部分なのですけれども、何とかそういうところに特例とは言わないのですけれども、せつかく島でそうやって新たにやろうとしているのがこれに該当しないというのは、どうもなかなか私としても納得できない部分があるので、この条例の中に何かそういう救う手だてはないものかというふうに、何度か担当課のほうとも話した経緯もあるのですけれども、その辺はいかがですか。

○阿部委員長 商工観光課、三上課長。

○三上商工観光課長 お答えいたします。

今回の条例改正につきましては、民泊を加えたという改正なのですが、本町としましては事業者として経験が浅い方などの初期投資まで対象としてしまうと、ノウハウがないために短期間で廃業する事業者が増えたり、結果的に町財政を圧迫してしまったり、あと過去の話になりますが、町外の観光事業者に対して補助金を交付したものの、1年程度で廃業した事例なども踏まえまして、単独の補助事業でございまして、限りある町の公金を預かる行政の責任として最低限1年以上のノウハウ、実績を積んだ事業者を対象ということでこの事業を行っていきたいと考えております。

○阿部委員長 磯野委員。

○磯野副委員長 おっしゃることは重々分かっているつもりなのです。全くノウハウもない人が突然出てきてやりたいと言っても、それはやはりちゃんとやって、許可を取って、それからにしてくださいという意味は十分分かっているのですが、ただ今回の場合はもう既に、いわゆる形態は違うけれども、民宿というものをして、しかも、なおかつこのやろうとしている人は島以外から島に入ってきて、島が好きで入ってきて、いろんな形で島のお手伝いをして、協力隊としてもお手伝いをして、その中でそれが終了して、今度は自分で民宿を始めて、昨日町長のほうからも話ありましたけれども、今本当に島の観光受入れ、島全体もそうですけれども、受入れの中でもだんだん旅館等が縮小してきている。昨日は新たに入ってくる業者もいると、それはそれで大変結構なのですが、せっかく頑張って、島で島のためにほかから来てやろうとして、民宿もやって、もう少し広げようとしている人を何とか助けてやりたいという思いなのです。だから、この条例の中に1項入れて、私が思うのは例えば特例を設けて、同一でなくても同類の同じ観光事業に従事しているというものを1項入れるか、それとも島の中からそういうのが出たときには別途協議するだとか、そういう1項もあっていいのではないかと思うのですが、その辺はどうですか。

○阿部委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時33分

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

商工観光課、三上課長。

○三上商工観光課長 お答えいたします。

企業振興促進条例の中に創業者支援ということで、創業に係る借入金に対する利息等の補助、店舗に係る家賃の補助がありますけれども、これに該当する創業者の定義が事業を営んでいない個人が町内で新規に事業を開始した場合を想定した規定となっております。

れども、現在この創業者支援の拡充を検討しております。経営用語に第2創業というものがあまして、これは事業者が既存事業とは異なる新事業を展開しようとするものでありますが、この第2創業という形で新たに事業を始めようとする場合も借入金に対する利息等への補助ができないかということを検証し、新年度以降で早期に検討したいと考えております。

○阿部委員長 磯野委員。

○磯野副委員長 聞こえづらかったのですけれども、今利息の部分の補助というふうに聞こえた、それだけなのですか。それとも、今私が言っているような形で新たにそういう検討をしようということなのでしょうか。

○阿部委員長 商工観光課、三上課長。

○三上商工観光課長 創業者支援については、利息の部分ということでございます。

○阿部委員長 磯野委員。

○磯野副委員長 利息っていったって今ほとんどもう微々たるものなので、私はやっぱりこれやるとなると、特に今これ申し込んでいる人は古い家をかなりのお金をかけて改修しなければならない。そういうことであれば、それは利息だけ補助してもそんなにありがたくはないのではないかなと思うのです。これに乗っかれば半額の補助があるわけですから、何とかそこに、決して何でもかんでもって言っているわけではないので、島のためにそういう思いで一生懸命やろうという人には、行政としてやっぱりバックアップをして、特にこういう、新たにスタートするわけですから、そういう何らかの形で特例なり設けて、この条例に組み込んでもらえないかなという思いなのですけれども、その辺のもう一度検討していただけないかということではないのでしょうか。

○阿部委員長 森町長。

○森町長 磯野さんのおっしゃることを担当課は本当に真摯に受け止めて、本来ないものを新たにどうつけていくかということでもいろいろ苦慮しておりました。その上で今回の結論になった一つの原因としては、今何かこのやり取りもそうなのですけれども、1人のためにこれ全体を変えていくということは、やっぱり原則あり得ないことだと思うのです。これ一回つくってしまうと、これから誰が来てもそれに沿ったものに対しては出していないという原則はやっぱり守らざるを得ないのではないかと担当課としてはまず置いた上で、あとは何がなにかということもいろいろ検討していったのではないかなと思います。

それで、委員会等の中でもいろいろ異論があるということも担当課のほうから報告も聞きました。その上で今日に向けて、今後やっぱりその部分を救う何らかの形の方策は私としても取るべきだという思いであります。その上で一つの考え方として、先ほど課長が言った今ある創業者支援、中身的には利子に関して持つというのも一つのアイデアとして現時点持っています。ただ、それだけにとらわれず、もうちょっと幅を広げた形で違う、新たに条例をつくるかって、ここまだ詰めていませんけれども、やっぱり何らかの手当て

はしたいという思いで担当課とも共有しています。ただ、いずれにしてももとのものを誰々さんが苦勞してやっているから、そこにということで入れてしまうと今度、先ほど例も言いましたけれども、これ全然違う話ですけれども、1年間できて物すごく町の公金をどんと突っ込んで、1年たったらぱっといなくなったということもありますし、それから多分委員会の中でいろいろやり取りしたのを聞いていますと、担当課から聞くと、例えば今回の民泊というのもまた非常に難しかったということなのです。例えば今回の、ちょっと間違っていたら担当課から訂正してもらいますけれども、の場合に普通新たにつくるとかなんとかというのなら、もう本当にどんとやるわけです。民泊というのは、要するに自分の家の1部屋だけでも変えてもいいというようなことから始まる場合もあるし、もっと全体的なものもあるということの中で、そういう計画だったら先にこっち側補助を出して、それから民泊の、物変えないと届出できないから、だから民泊の届出を出して、さらに180以内って制限はつけるけれども、営業していくという流れの中で担当課の心配というのは、その人のことを言っているわけではないです。つくってしまうと、要するにもう先にお金を出して部屋直して、実は営業しなかったっていても、もうこちらとしては何のすべもないということがあって、民泊がゆえにやはりある程度の原則、1年間というのをつけなければいけないというようなことを考えたというふうに聞いていますし、それに対して私も理解しましたので、それでいきたいと。

ちょっと話すまく話せていないような気がします。そこで、議会の委員会のその議論を踏まえて、これはこういう形で民泊をプラスすると、今ある企業振興条例に、今みたい、地元の人で、かつ第2創業として考えられることに対しては、先ほど言った創業者支援、創業者支援って名前はそれにプラスされるかもしれませんが、含めて、さらに早急に何らかの政策を打っていきたいという、今結論になっているというふうに私のほうから明確に言いたいと思います。

加えて、先ほど三上課長もそういうニュアンスで言ったと思うのですが、できるだけ早く。今また新年度に入りますし、体制も変わるかもしれませんが、4月からスタートして、間に合えばほかのものも含めてですけれども、臨時議会等を含めて決定していきたいと。当然その前には総務産業常任委員会等にかけて、また協議をしながらという流れになります。ただ、本当に最後の委員会を開いてから今日までの間、そう時間が実はなかった中で具体的なところまで煮詰め切れなかったのですけれども、何らかの救済策って言うていいのかわからないけれども、それは必ず何か考えていくということで町長として責任持って答えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 磯野委員。

○磯野副委員長 私も民泊に関してはいろんな論議があるので、それが全て民泊が正しいなんて、やっぱりデメリットもあるわけなので、それは十分承知しています。

それと、私の言い方が悪かったのかもしれない。特にその人一人を助けるということではなくて、やっぱりそういう思いがあってやる人に対して今後の部分もあるのではという意

味で申し上げたので、ぜひひとつ検討していただければと思います。お願いします。

終わります。

○阿部委員長 森町長。

○森町長 今逆にちょっと分からなくなったのですけれども、いずれにしてもその思いがあればどうだということではなくて、そういう第2創業とか、特に民宿から民泊ですし、場合によっては旅館から何とかというのものもあるのかもしれないですけれども、全然関係ないですけれども、例えば燃料店が飲食店開くというのは、それは第2創業と言えるのかとかいろいろあるので、頑張っているから全部どうのこうのではなくて、制度というのはきちっとつくっておかないと後々、今でもほかのところで僕すごく感じているのですけれども、最後まで詰めに詰めていかないと最後に矛盾が出てきたり、大事な公金をやはり結果としてまずい処理の仕方したことこれまでもあるので、そういうふうに理解してください。苦勞していれば何でもとか、頑張るよというふうまで返事していないということで、なるべく地域振興、加えて地元で経済活動して、所得を上げて頑張っていきたいということのために、ちょっと抜け穴的に残っていたというのも事実ですので、そういうものを埋めるような努力をしたいということで理解してほしいということですので、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、予算審査に入ります。

議案第29号 令和6年度羽幌町一般会計予算について、歳入歳出予算、債務負担行為、地方債ほか一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 令和6年度羽幌町一般会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第30号 令和6年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 令和6年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第31号 令和6年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 令和6年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第32号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計予算について、歳入歳出予算ほか一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第33号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第34号 令和6年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算について、歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 令和6年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第35号 令和6年度羽幌町水道事業会計予算について、収益的収入及び支出ほか

一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これでは討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 令和6年度羽幌町水道事業会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第36号 令和6年度羽幌町下水道事業会計予算について、収益的収入及び支出ほ  
か一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 これでは討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 令和6年度羽幌町下水道事業会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本特別委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。付託された案件は、  
全て原案どおり可決と決定した旨、本会議に報告することにいたします。

#### ◎町長挨拶

○阿部委員長 町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。

森町長。

○森町長 予算特別委員会の終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

阿部委員長をはじめ委員の皆様におかれましては、提案いたしました案件につきまして  
熱心にご審議をいただき、ご決定賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。本委員会に  
おける予算審議を通じて委員の皆様の日頃からの思い、また前向きなご提言などもお示し  
いただいたものと感じております。

我が町においても少子高齢化、人口減少が進んでいる状況であるとともに、数多くの課題が山積しておりますが、未来に希望を持てるまちづくりを目指し、職員一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、議員の皆様には今後とも一層ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、特別委員会終了に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○阿部委員長 以上をもちまして羽幌町各会計予算特別委員会を閉会いたします。

(閉会 午前11時50分)

◎委員長挨拶

○阿部委員長 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には長時間にわたりまして終始ご熱心な審査を賜り厚くお礼申し上げます。また、理事者をはじめ各位には答弁及び説明に当たり格別のご理解とご配慮をいただき、委員会の円滑な運営にご協力くださいましたことに対し改めて感謝を申し上げます。皆様方のご協力により付託を受けました案件につきましては全て審査を終了させていただきました。重ねてお礼を申し上げます、予算特別委員会終了の挨拶に代えさせていただきます。